第二〇一八号　山田　孝之　新潟県　平成二十八年一月二十一日
第二〇一九号　横田慎一郎　神奈川県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二〇号　浅井　壽　愛知県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二一号　長田　靖志　福岡県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二二号　櫻田　剛彦　愛媛県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二三号　番留　誠　東京都　平成二十八年一月二十一日
第二〇二四号　井上　康平　長崎県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二五号　今池　幸弘　岡山県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二六号　井上　勝　兵庫県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二七号　習田　誠至　兵庫県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二八号　野﨑　正則　香川県　平成二十八年一月二十一日
第二〇二九号　濵中　崇典　鳥取県　平成二十八年一月二十一日
第二〇三〇号　鹿渡　正次　広島県　平成二十八年一月二十一日
第二〇三一号　石井　実　東京都　平成二十八年一月二十一日
第二〇三二号　阪口　泰弘　大阪府　平成二十八年一月二十一日
第二〇三三号　鶴田久美夫　兵庫県　平成二十八年一月二十一日
第二〇三四号　宮迫　剛　大分県　平成二十八年一月二十一日
第二〇三五号　山内　祥治　東京都　平成二十八年一月二十一日
第二〇三六号　小泉　正　兵庫県　平成二十八年一月二十一日
第二〇三七号　松本　勝　島根県　平成二十八年一月二十一日
第二〇三八号　山口正二郎　福岡県　平成二十八年一月二十一日

○国土交通省告示第四百八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
栗東市六地蔵字平山八一番一九から同市六地蔵字懐谷一四五番三八まで	前	最大 九八	八一四
		最小 二六	
	後	最大 七八	
		最小 二六	

○国土交通省告示第四百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

カ　西関西地区出張所　兵庫県加古川市加古川町溝之口七百八十八番地

別表の二十二の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東京事務所　東京都千代田区有楽町一丁目十番一号」を「横浜事務所　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地」に改める。

東京湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
伊勢三河湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
伊勢三河湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
伊勢三河湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
伊勢三河湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
大阪湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
大阪湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
大阪湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
大阪湾水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
内海水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
関門水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
関門水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
関門水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日
博多水先区　伊勢三河湾水先区　平成二十八年一月二十一日

○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年二月十九日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年二月二十六日（予備、同月二十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛装備庁告示第二号

海上における試験を次のとおり実施する。

平成二十八年二月十九日

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

日時　平成二十八年三月十二日（予備、同月十三日から十七日）の〇六〇〇から一七三〇までの間

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(ウ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦一隻、民間船一隻

爆発缶体の水中爆発試験

試験種別　試験は、前記区域に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他

一　実施中は、監視船に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

報告書受領

二月十七日会計検査院長河戸光彦から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「社会資本整備総合交付金等による事業等の実施状況について」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の経営状況等について」

会議

二月十八日（木曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

二月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第五五号）

子どもの医療費自己負担額の格差是正に関する質問主意書（藤末健三提出）（第五六号）

軽減税率制度における対象品目の線引きに関する再質問主意書（吉川沙織提出）（第五七号）

質問主意書転送

二月十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

同一労働同一賃金の実現に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第四七号）

国の公用車における低公害車の使用などに関する質問主意書（有田芳生提出）（第四八号）